

IFRSが求めるM&A会計の特徴

～取得原価配分(Purchase Price Allocation)とのれんの減損テストの実務～

2010年9月16日



ADVANCED BUSINESS DIRECTIONS®

アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ株式会社

パートナー 加藤祐司

パートナー 高原峰愛

プログラム

18:30 ~ 18:40	1. 国際財務報告基準 'IFRS' 適用への背景	...	2
		パートナー	加藤 祐司
18:40 ~ 19:10	2. IFRS が求めるM&A 会計	...	7
		パートナー	高原 峰愛
19:10 ~ 19:55	3. 取得原価配分	...	12
	4. のれんの減損テスト	...	17
		パートナー	高原 峰愛
19:55 ~ 20:00	質疑応答		

1. 国際財務報告基準 'IFRS' 適用への背景

1-1. なぜ今、国際財務報告基準‘IFRS’なのか？

- ▶ 2005年の欧州、豪州を皮切りに、IFRSの全世界的な採用が活発化しました。現在では、資本市場トップ10のうち米国と日本を除く国々がIFRSを採用しており、事実上グローバル・スタンダードとしての地位を確立したと言えます。

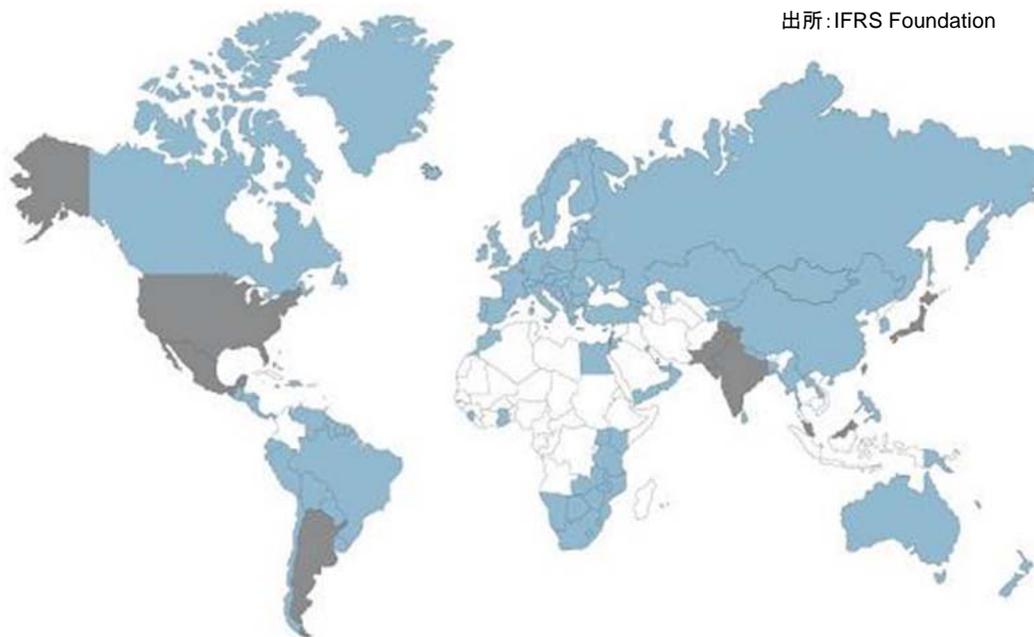
【日米欧のIFRSをめぐる動きと世界での適用状況】

As the work of the IFRS Foundation has gained growing acceptance and its standards have been adopted by increasing numbers of national jurisdictions, there has been a commensurate interest in its activities.

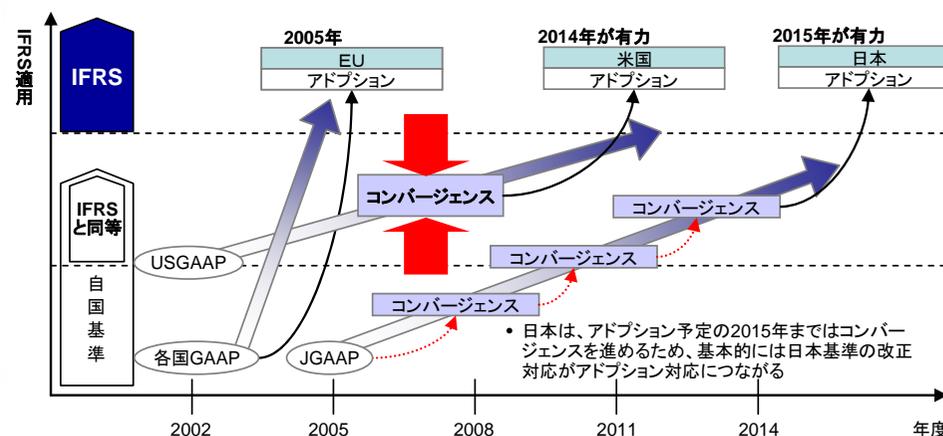
More than 100 countries now require or permit the use of IFRSs or are converging with the International Accounting Standards Board's (IASB) standards.

The picture below shows the level of IFRS adoption at present. Blue areas indicate countries that require or permit IFRSs. Grey areas are countries seeking convergence with the International Accounting Standards Board (IASB) or pursuing adoption of IFRSs.

出所: IFRS Foundation



世界の資本市場TOP10		適用会計基準の状況
1	米国	米国基準(I F R Sとのコンバージェンス)
2	日本	日本基準(I F R Sとのコンバージェンス)
3	英国	I F R S
4	フランス	I F R S
5	カナダ	I F R S
6	ドイツ	I F R S
7	香港	I F R S
8	スペイン	I F R S
9	スイス	I F R Sまたは米国基準
10	オーストラリア	I F R S

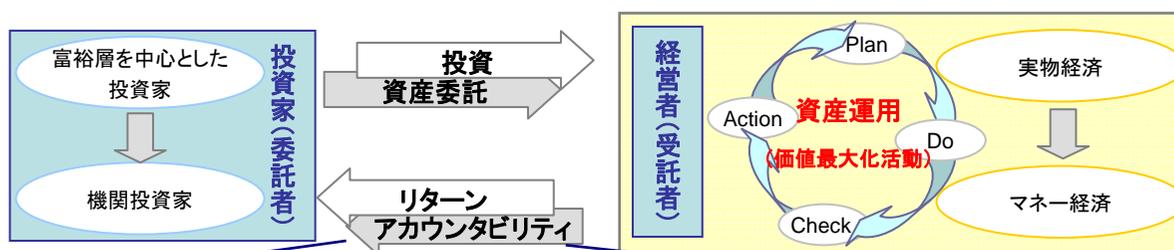


※コンバージェンス:「収斂」。自国基準をIFRSに歩み寄らせること ※アドプション:「採用」「導入」。自国基準ではなく、IFRSを導入し財務報告をすること

1-2. IFRSの特徴

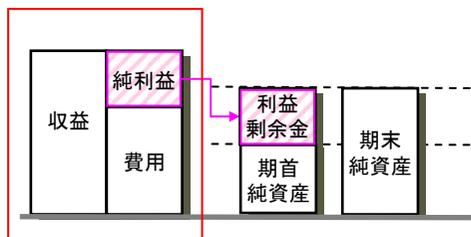
- IFRSの特徴は、資産委託者である投資家を重視し、資産受託者である経営者のアカウントビリティ(報告説明義務)を徹底強化しているというところにあります。
- IFRSでは企業の経済的実態を明らかにするために、財務諸表の本体以外に、定量面・定性面ともに豊富な注記を要求しています。
- 経営者がどういった意思決定のもと企業価値最大化活動を行ったのか？がわかるように、「ガラス張り」で報告することを求めているのです。

企業を取り巻く環境の変化



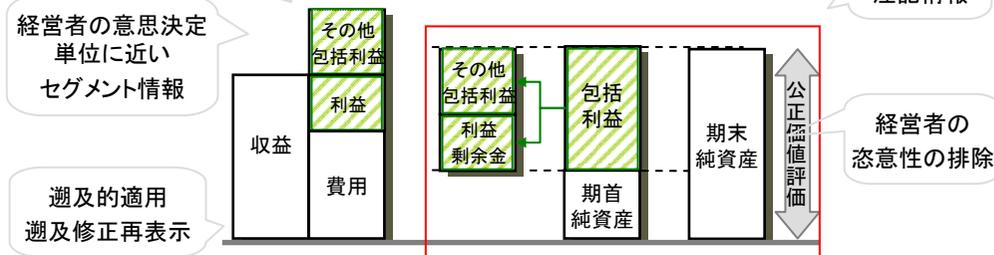
収益・費用アプローチ

説明の起点が期間損益(PL重視)



資産・負債アプローチ

説明の起点が期末純資産(BS重視)



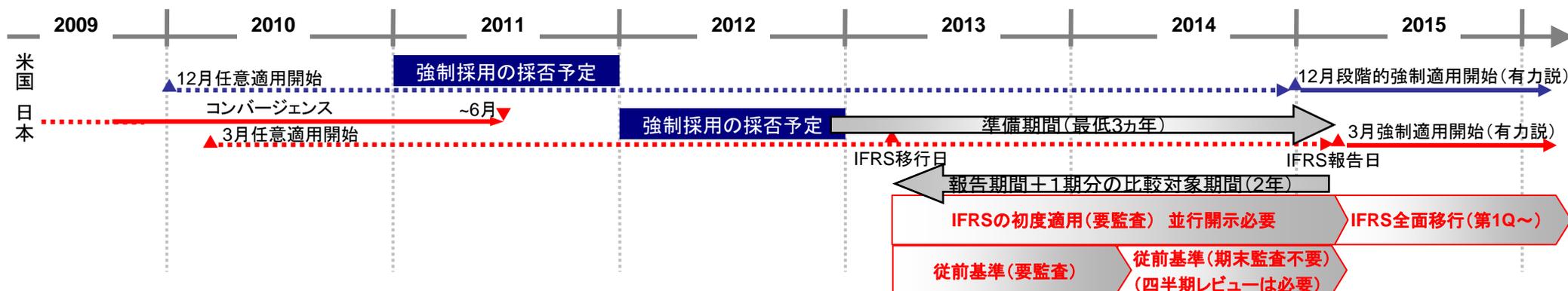
アカウントビリティの変遷

IFRS概念フレームワークより

- ✓ 財務諸表の目的:「広範な利用者が経済的意思決定を行うにあたり、企業の財政状態、経営成績及び財政状態の変動に関する有用な情報を提供すること」
- ✓ 財務諸表の質的特性:「①比較可能性、②理解可能性、③(利用者が経済的意思決定を行う)目的適合性、④信頼性」

1-3. IFRS導入に関する‘日本版ロードマップ’の概要

- 2009年6月30日金融庁は、「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」いわゆる「日本版ロードマップ」を公表しました。
- それによると、IFRS適用対象は、「上場企業の連結財務諸表」と明示してますが、個別財務諸表やその他上場会社以外の企業に関する適用については明言していません。
- 適用の時期については、2012年に強制適用の採決をした後、実務対応上必要な準備期間として3年は確保する必要があるとし、2015年(又は2016年)を強制適用の開始時期としています。
- 仮に2015年を強制適用年度とすると、3月決算会社を前提とした場合、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」によれば、2015年3月31日がIFRS報告日となり、遡ること2年前の2013年4月1日がIFRS移行日となります。つまり2013年4月1日の開始財政状態計算書及び2014年3月期および2015年3月期の財政状態計算書と包括利益計算書を作成する必要があります。



	【連結】	【個別】	
① 上場企業	約3,800社	国際会計基準	金商法会社と 会社法会社は同一
② 金商法開示企業(①以外)	約1,000社	国際会計基準?	
③ 有価証券提出会社(①、②)以外の会社法大会社(資本金5億以上、又は負債総額200億円以上)	約10,000社から ①、②に含まれる物の数を除く	日本基準?	会計士の監査義務あり
④ ①、②、③以外の株式会社	約250万社から ①、②、③に含まれる物の数を除く	中小指針?	
	作成義務なし?		会計士の監査義務なし

IFRS適用対象上場企業

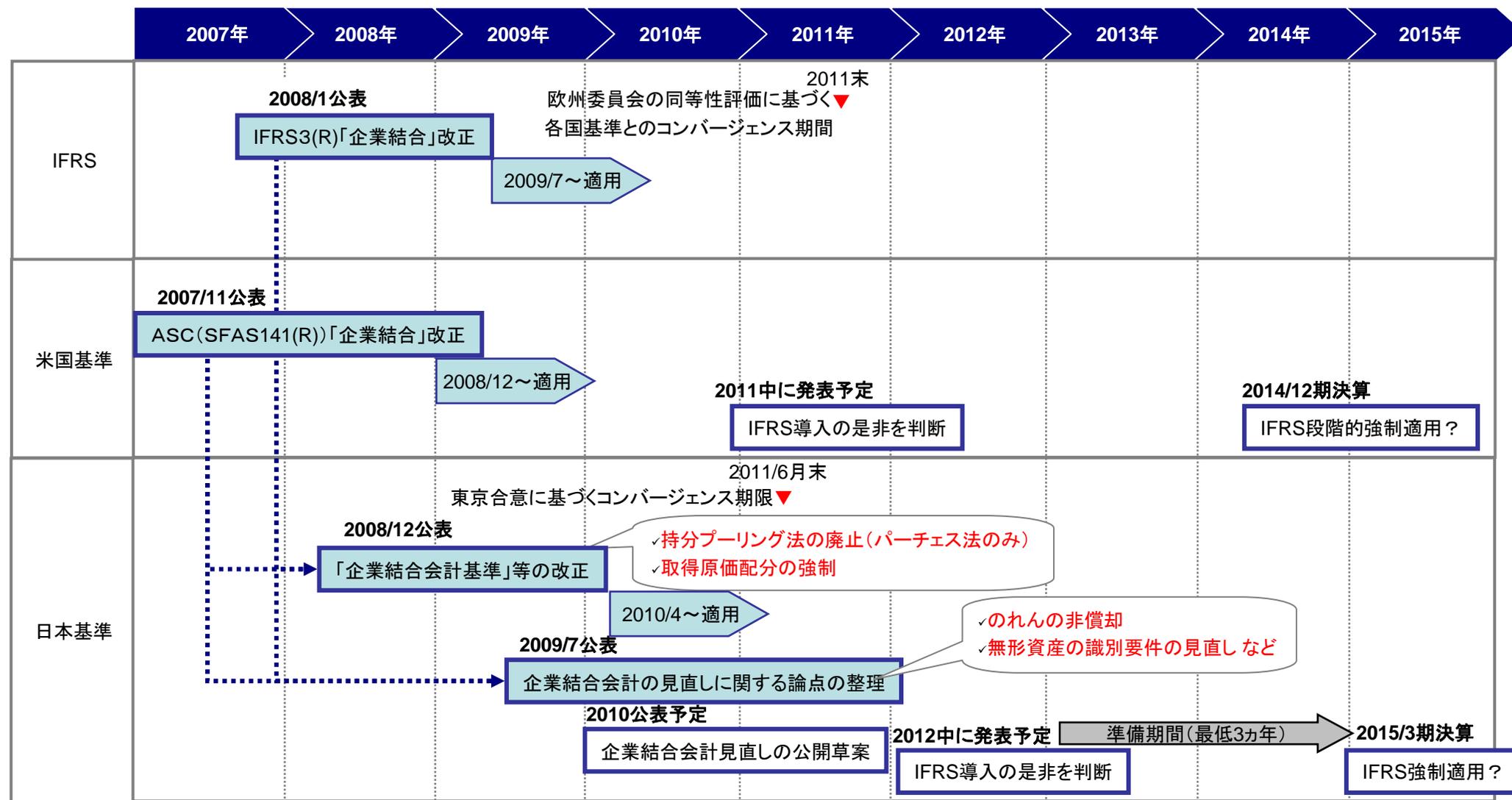
単体: 613社

連結: 3115社

※2010年春四季報より

1-4. M&A会計のコンバージェンスの状況

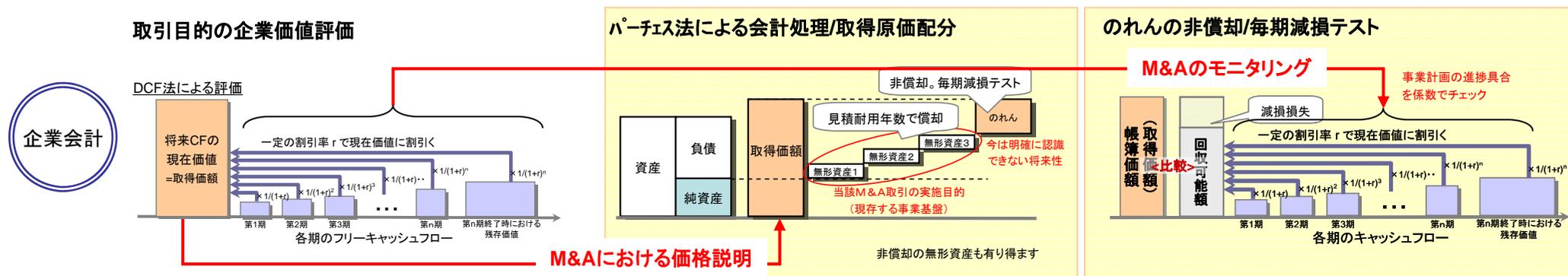
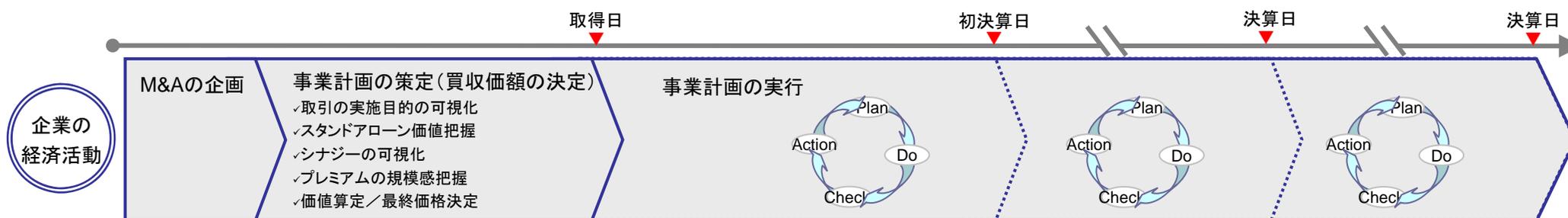
- M&A会計は、IFRS、米国会計基準を中心に見直し作業が行われており、今後日本基準もコンバージェンスが進められていく予定になっています。
- M&A会計分野に関しては、IFRS導入を待たずに、IFRSと同等の会計処理を日本基準の改正という形で適用される可能性が高いと言えます。



2. IFRSが求めるM&A会計

2-1. IFRSが求めるM&A会計の特徴

- IFRSが要求するM&A会計の特徴として、①パーチェス法による会計処理とそれに伴う取得原価配分(Purchase Price Allocation)と、②のれんの非償却それに代わる毎期減損テストが挙げられます。
- パーチェス法による会計処理とそれに伴う取得原価配分(Purchase Price Allocation)は、買収時の取得価額を、被買収会社の各資産負債の時価(公正価値)に配分し、これを財務諸表に計上することです。M&Aの価格説明機能を有すると言えます。
- のれんの非償却それに代わる毎期減損テストは、買収後、それが成功であったか失敗であったかを毎期「減損の有無」という形で説明させる機能を有します。M&Aのモニタリング機能を有すると言えます。
- IFRSは経営者に、M&Aによる企業価値最大化活動について、実行時及びその後の事象について定量的に説明させることを要求しています。



2-2. IFRSが求めている処理と今後の課題

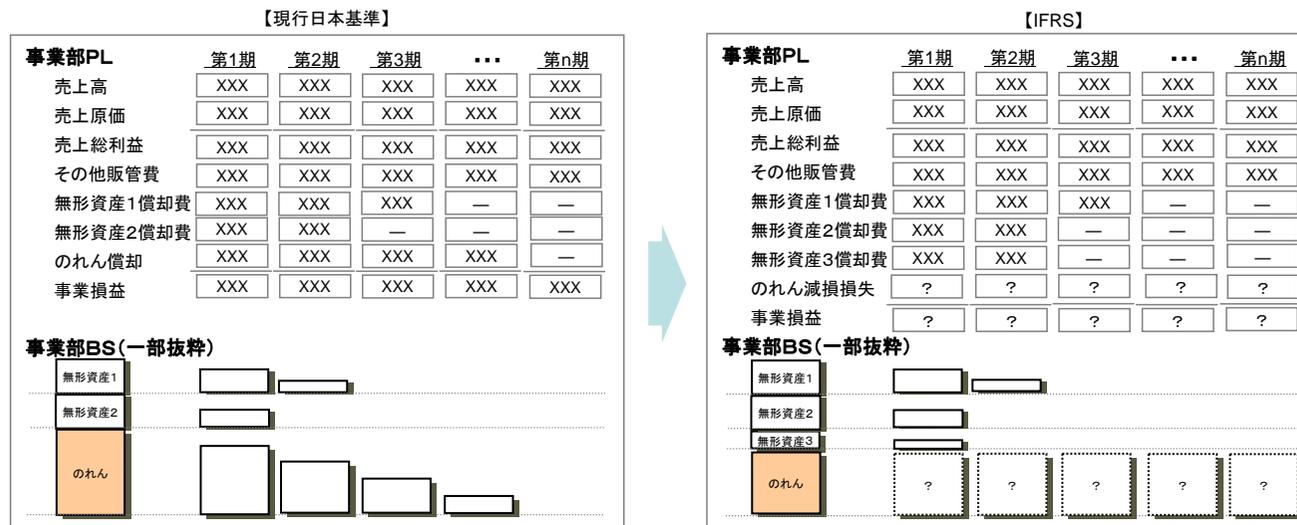
▶ IFRSが具体的に求めている処理と今後想定しうるグループ決算上の課題は、以下のものが考えられます。

	IFRSが求めている処理	グループ決算上の課題
パース法による取得原価配分	<p>現行日本基準でも、パース法による処理とそれに伴う取得原価配分(Purchase Price Allocation)が求められる。IFRSでは、無形資産の識別要件が日本基準よりも広い</p> <p>【現行日本基準】 </p> <p>【IFRS】 </p>	<p>損益ボラティリティへの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 全部のれんを前提とした場合、のれんの絶対額が増大する可能性がある ■ 識別可能な償却性無形資産へ取得原価を配分するか否かで、配分残余として算出されるのれんの金額が影響を受ける ■ 計上されたのれんについては、償却されないため年々逡減することはない ■ のれんは、毎期減損テストの対象となるため、買収後の損益ボラティリティが高まる可能性がある
のれんの取扱	<p>現行日本基準は、のれんは最長20年までの期間で償却することになっているが、IFRSでは非償却。その代わりに毎期減損テストを行う</p> <p>【現行日本基準】 </p> <p>【IFRS】 </p>	<p>拡大するアカウントビリティへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ IFRSでは量・質ともに経営者の説明責任の拡大している ■ 取得時に、取得原価配分について詳細な開示を要求している ■ のれんの減損テストについても、詳細な情報開示を要求している
非支配持分の取扱	<p>現行日本基準ではのれんの計上は「購入のれん」のみ。IFRSでは、「購入のれん」及び「全部のれん」の2つの選択適用を認めている。しかし経済的単一説をとっているIFRSでは将来的に全部のれんを原則とする可能性が高い</p> <p>【現行日本基準】 </p> <p>【IFRS(全部のれんの場合)】 </p>	
開示	<p>IFRSでは、投資家重視の観点から開示の充実が図られている。企業結合会計、連結会計及び減損会計(のれん、無形資産など)についても、開示注記の充実が図られている</p>	



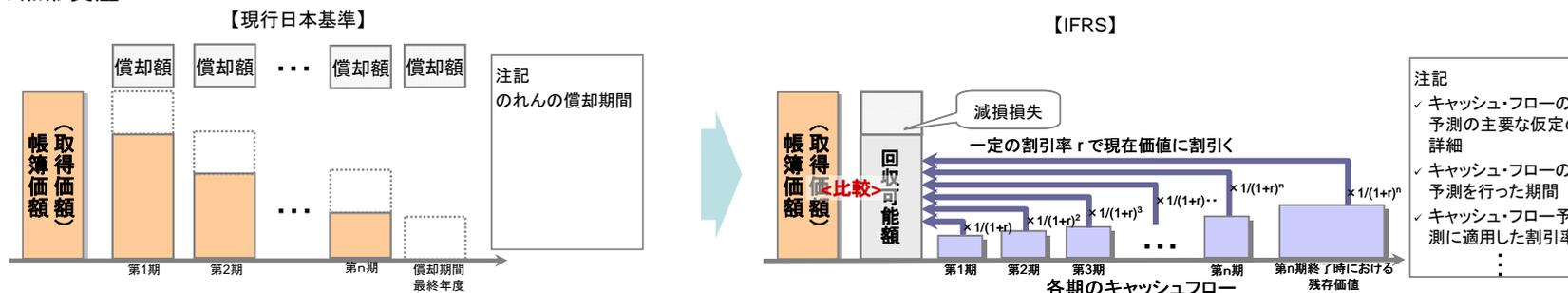
2-3. 計画的な取得原価配分の必要性と体系的な減損テストへの対応

- ▶ IFRSにおいては、のれんは非償却かつ毎期減損テストの対象となります。したがって、のれんから別途識別される償却性無形資産を認識・測定評価し、その評価額を効果が発現すると見込まれる合理的な期間に配分することは、買収後の事業計画を立てる上で重要と言えます。



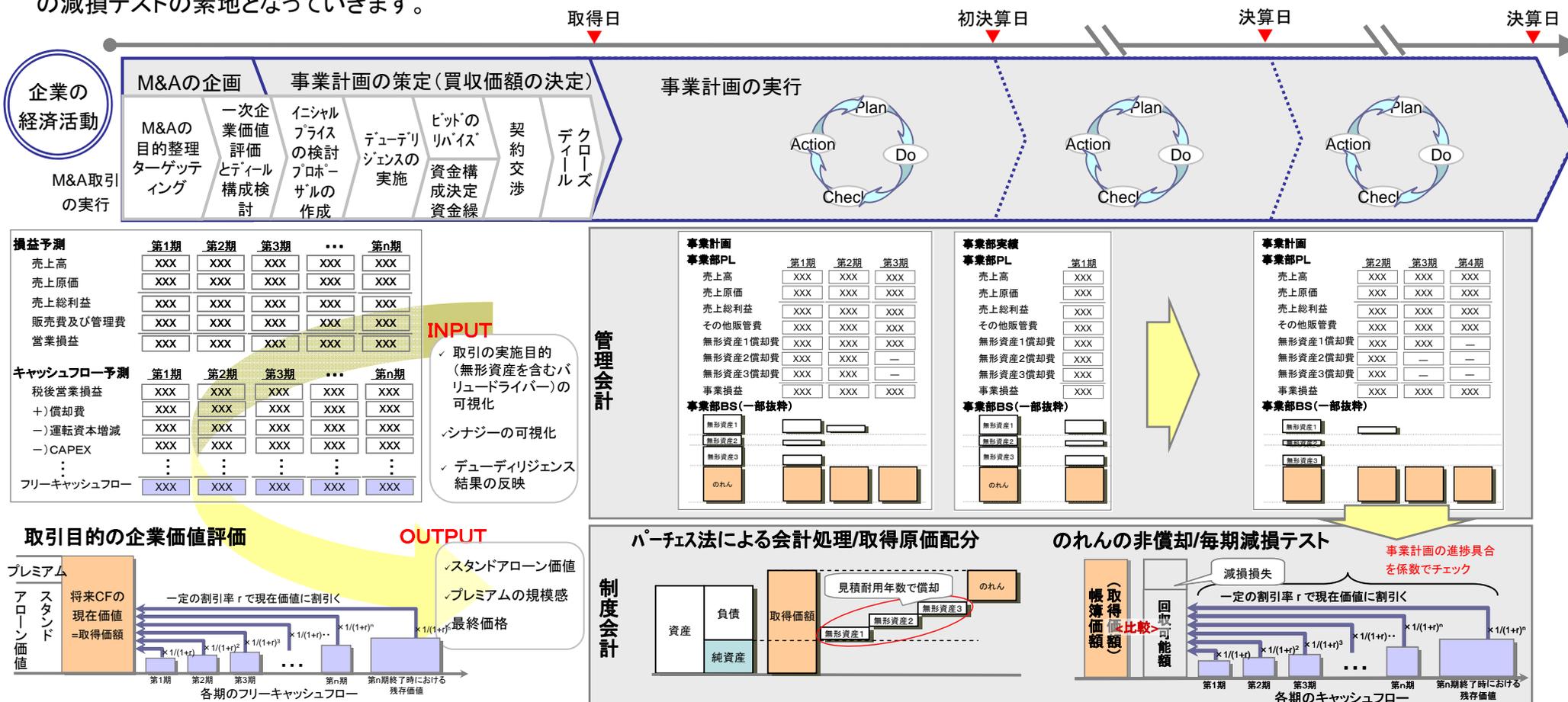
- ▶ IFRSでは、以下の資産については、償却せず、毎年同時期に減損テストを行うこととされています。つまりこれら資産の減損テストは、減損の兆候がある時に限り実施される特殊な手続きではなく、継続的な資産評価の手続きとしてなされることが要求されています。したがって監査または財務諸表の開示対応上、減損テストについて体系的に整備する必要があります。

- のれん
- 耐用年数が確定できない無形資産
- 未使用の無形資産



2-4.M&A取引に与える影響

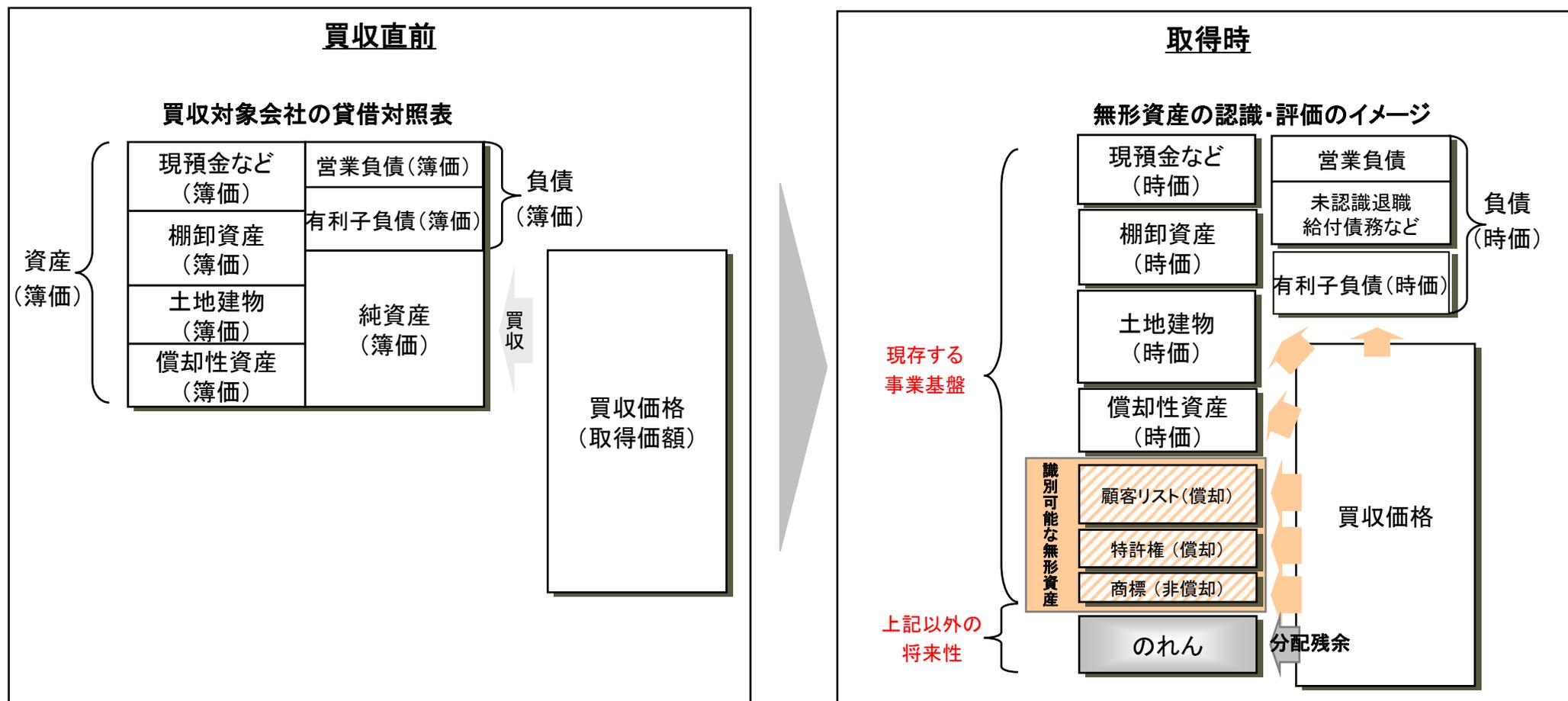
- 取得原価配分など会計処理は、クロージング日以降に行われることとなります。しかしM&A取引時から取得原価配分やのれんの減損テストを意識し、検討を行っておくことは、M&A取引の成功の確度をあげる意味でも有効と言えます。
- 無形資産を含むバリュードライバーを意識することにより、被買収会社のスタンドアローン価値の中味を検査することができます。
- シナジーを可視化することにより、以上スタンドアローン価値に上乘せする買収プレミアムの規模感を把握することが可能となります。
- 買収後の事業計画を策定する際に、無形資産の償却費概算や減損シミュレーションの実施ができ、より現実的な事業計画に近づけることができます。
- 買収後、その計画を実行し、進捗状況をモニタリングし、結果によって次の予算や事業計画を作成することとなりますが、この予算・事業計画がのれんの減損テストの素地となっていきます。



3. 取得原価配分

3-1. 取得原価配分、無形資産の認識・評価のイメージ

- 取得原価配分とは、取得価額(買収価格)を配分する作業です。つまり買収金額を元に、被買収会社の資産・負債を「財務諸表にいくらで計上するか」という会計目的に則った作業です。
- 取得原価配分は、M&Aプロセスにおける取得日以降に行われます。これは取得原価配分は基準日(取得日)の貸借対照表項目に取得価額を配分する作業であるため、取得日以降でなければ、配分金額及び貸借対照表が確定しないためです。
- 配分作業は、一般的に有形資産等を全て時価評価し、さらに配分金額と差額がある場合、無形資産の認識・評価をすることになります。
- 無形資産に配分してもなお、差額がある場合、その差額をのれんとして認識します。



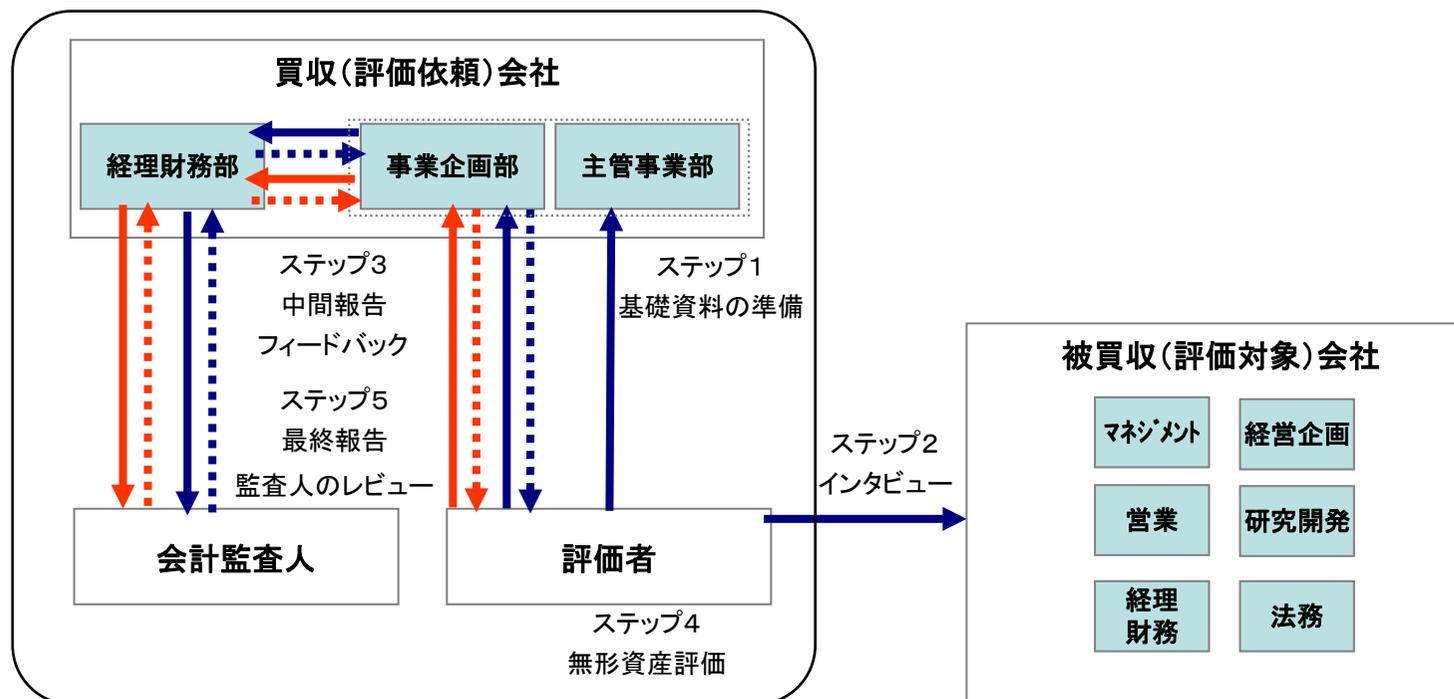
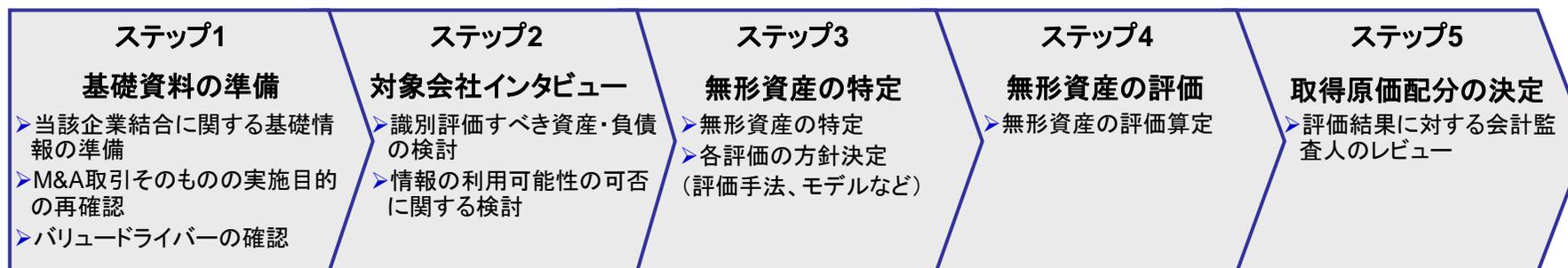
3-2. IFRS導入の影響 識別可能な無形資産の要件

識別可能資産としての無形資産へ取得原価を配分する規準について、IFRSと日本基準の相違点は以下のとおりです。

日本基準	IFRS
<p>無形資産の識別要件（基準28、29 適用指針58、59） 法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産は識別可能となる（基準28、29） 「法律上の権利」とは、特定の法律に基づく知的財産権（知的所有権）等の権利をいう（指針58） 「分離して譲渡可能な無形資産」とは、企業又は事業と独立して売買可能であり、そのためには、当該無形資産の独立した価格を合理的に算定できなければならない。特定の無形資産に着目して企業結合が行われた場合などは、当該無形資産は分離して譲渡可能なものとして取り扱う（指針59、59-1）</p>	<p>無形資産の識別要件（IFRS3.13 IAS38.33） 無形資産は、契約法律規準ないし分離可能性規準のいずれかを満たす場合に識別可能となる 契約法律規準：取得した無形資産が契約、法令又はその他の法的権利から生じていること 分離可能性規準：取得した無形資産を、個別に又は関連する契約や識別可能資産・負債とともに、被取得企業から分離して、売却、譲渡、ライセンス化、賃貸又は交換が可能であること</p>
<p style="text-align: center;">識別可能無形資産の例示</p> <p>1. 法律上の権利の例（適用指針58）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓産業財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権） ✓著作権 ✓半導体集積回路配置 ✓商号 ✓営業上の機密事項 ✓植物の新品種など <p>2. 分離して譲渡可能である可能性があるものの例（適用指針367）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ソフトウェア ✓顧客リスト ✓特許で保護されていない技術 ✓データベース ✓研究開発活動の途中段階の成果 	<p style="text-align: center;">識別可能無形資産の例示</p> <p>1. マーケティング関連無形資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓商標、商号、サービスマーク、団体マーク、認証マーク ✓インターネットのドメイン名 ✓トレードドレス（独特な色彩、形又はパッケージ・デザイン） ✓非競合契約 ✓新聞マストヘッド <p>2. 顧客関連無形資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓顧客リスト ✓顧客契約及び関連する顧客関係 ✓注文又は生産受注残高 ✓契約に基づかない顧客関係 <p>3. 芸術関連無形資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓演劇、オペラ及びバレエ ✓作曲、作詞、及びCMソングなどの音楽作品 ✓書籍、雑誌、新聞及びその他の文学作品 ✓絵画及び写真 ✓映画又はフィルム、音楽テープ及びテレビ番組を含むビデオ及び視聴覚データ <p>4. 契約に基づく無形資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓使用許諾、ロイヤルティ及び使用禁止契約 ✓建設許可 ✓広告、建設、マネジメントサービス又は供給契約 ✓フランチャイズ契約 ✓リース契約（被取得企業が借手又は貸手かを問わない） ✓営業及び放送権 ✓住宅ローン貸付管理契約などのサービス契約 ✓雇用契約 ✓採掘、水道、空調、材木伐採及び通行権などの使用权 <p>5. 技術に基づく無形資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓特許技術 ✓コンピュータ、ソフトウェア及びマスク・ワーク ✓特許化されていない技術 ✓タイトル・プラントを含むデータベース ✓秘密製法、プロセス及びレシピなどの取引上の機密

3-3. 無形資産の認識・評価のプロセス及び関係者

- 被買収会社の貸借対照表に認識されていない無形なものを認識・評価するという無形資産評価の特性上、認識・評価プロセスは多段階にわたり、関係者も多数となるケースが多いと言えます。また会計監査人のレビュー対象となることから、無形資産の評価に当たっては会計監査人を意識して作業を実施する必要があります。



3-4. IFRSが求めている企業結合に関する開示

➤ 以下は、IFRSが要求している企業結合時の開示の具体的なサンプルです。ご覧のとおり、企業結合時には、より詳細な開示が要求されていることがわかります。

日本基準とIFRSと共通項目

- ✓ 被取得企業の名称及び説明
- ✓ 取得日
- ✓ 取得した議決権付持分の割合
- ✓ 企業結合の主な理由及び取得企業がどのように被取得企業の支配を獲得したか？

- ✓ 取得日時点の引き渡した対価の公正価値
- ✓ 取得日時点の対価を構成する次の主な項目の取得日時点の公正価値
 - ✓ 現金
 - ✓ 有形・無形資産
 - ✓ 条件付対価等発生した負債など
- ✓ 企業結合に関し、取得した資産及び負債の主な項目について取得日時点で認識された金額

パーチェス法による会計処理/取得原価配分に関する注記

ViiVヘルスケア・リミテッド

2009年10月30日に、GSKは、ファイザー・インクのHIV事業を買収し、自社のHIV事業と統合させてGSKが85%、ファイザーが15%を所有するサブ・グループ、ViiVヘルスケア・リミテッドを設立した。GSKが支払った対価は、GSKのHIV事業の正味価値の15%、偶発的対価及び取引費用が相当し、383百万ポンドと評価された。これは、無形固定資産595百万ポンド、繰延税金負債172百万ポンド、その他の純資産21百万ポンド、少数株主持分の増加分316百万ポンド及びのれん255百万ポンド(2つの事業の統合及びViiVヘルスケア・リミテッドにおける両提携企業のHIV製品の成長の可能性から得られる規模の利益を示している)で示された、これらは暫定的な評価であり、将来変動する可能性がある。少数株主持分は、特定の製品の業績に基づく優先配当権を含む、ViiVヘルスケア・リミテッドの少数持分を示している。

GSKは、公正価値で計上されたファイザーのHIV事業の85%と引き換えに、帳簿価額で計上されたGSKのHIV事業の15%の持分をファイザーへ売却したことにより生じた当該取引で会計上の利益296百万ポンドを認識した。取得したファイザーのHIV事業の当年度の売上高は89百万ポンドであり、税引後損失39百万ポンドであった。このうち、様々な地域での取引状況に鑑み、売上高1百万ポンド及び税引後損失23百万ポンドは、事業再編費用を含み、当グループの財務書類に認識されている。

	帳簿価額	(単位:百万ポンド)	
		公正価値に関する調整	公正価値
取得純資産			
無形資産	13	582	595
現金および現金同等物を含むその他の資産	10	11	21
繰延税金負債	—	(172)	(172)
取得純資産合計	23	421	444
少数株主持分			
のれん	—	(316)	(316)
対価合計	23	360	383
対価			
GSKによって拠出された資産の公正価値			328
GSKによって拠出された条件付持分の公正価値			37
繰延税金負債			18
対価合計			383

グラクソスミスクライン・ピーエルシー2009年有価証券報告書より

日本基準とIFRSと相違項目

- ✓ 被取得企業と取得企業の営業活動を結合することにより期待される相乗効果や分離識別可能性による認識要件を満たさない無形資産など、のれんを認識する要因に関することとなった定性的説明

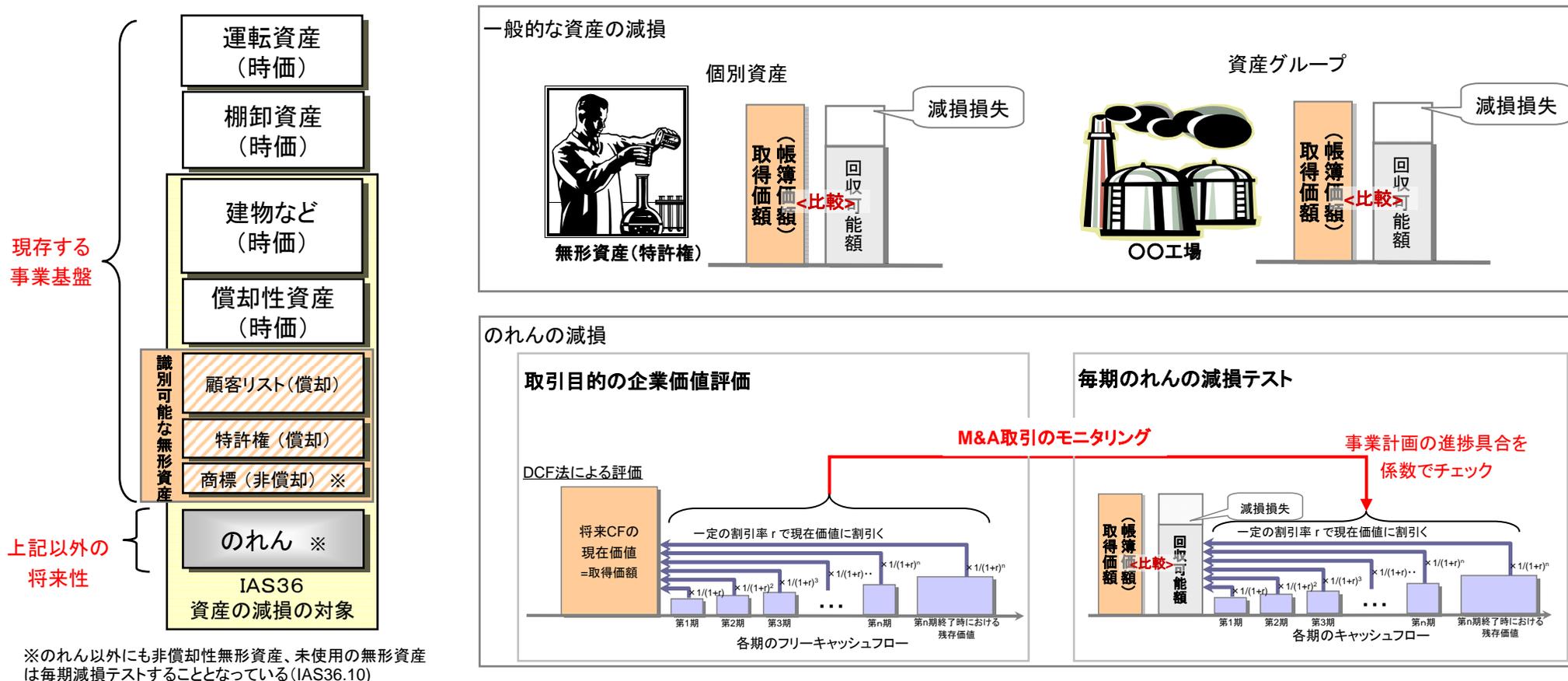
- ✓ 取得日時点で認識された被取得企業に対する非支配持分の金額及びその金額の測定基準
- ✓ 公正価値で測定された被取得企業に対する各被支配持分について、当該価値を算定するために用いられた評価技法及び主要モデルの入力数値

- ✓ 当期生じた企業結合に関し、当報告期間の連結包括利益計算書に含まれる取得日以降の被取得企業の損益の金額(収益及び純損益)

4. のれんの減損テスト

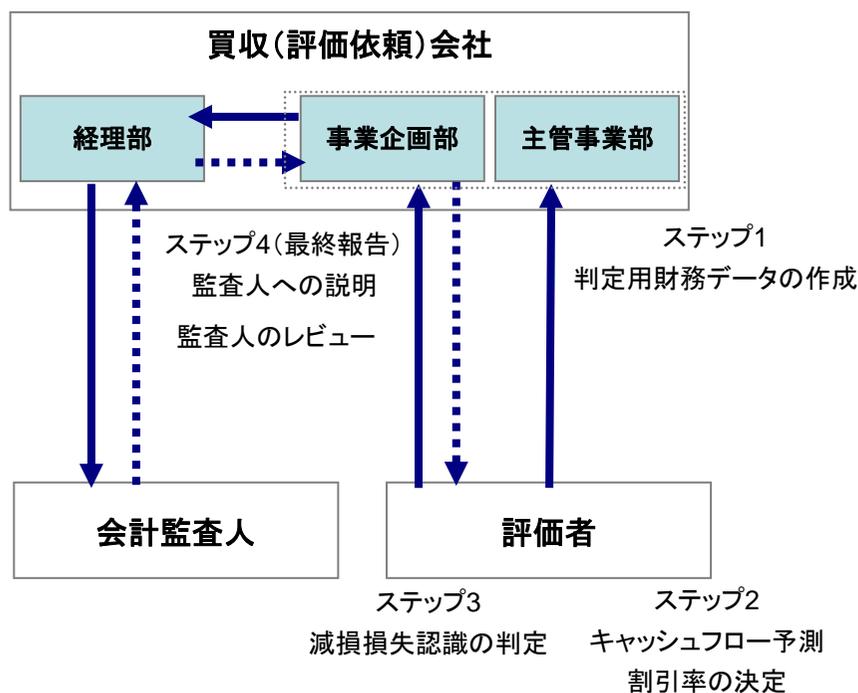
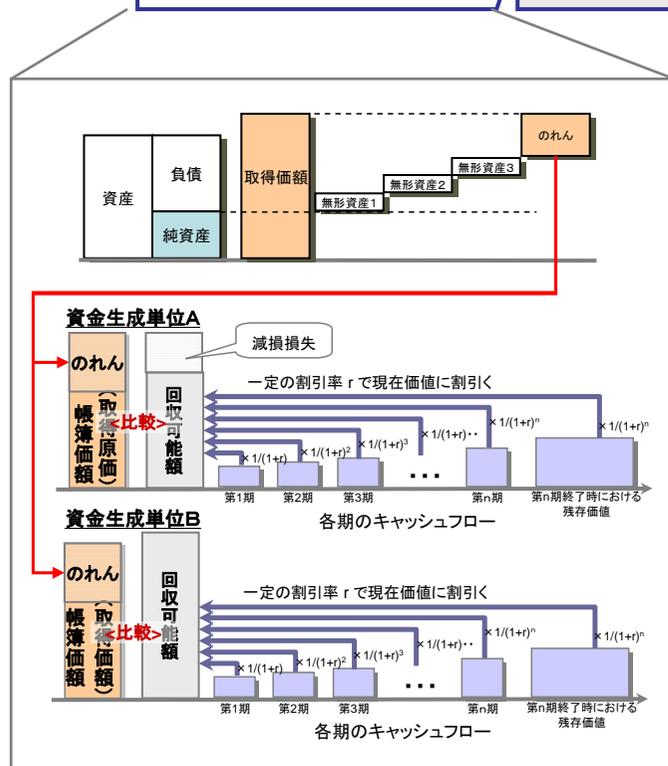
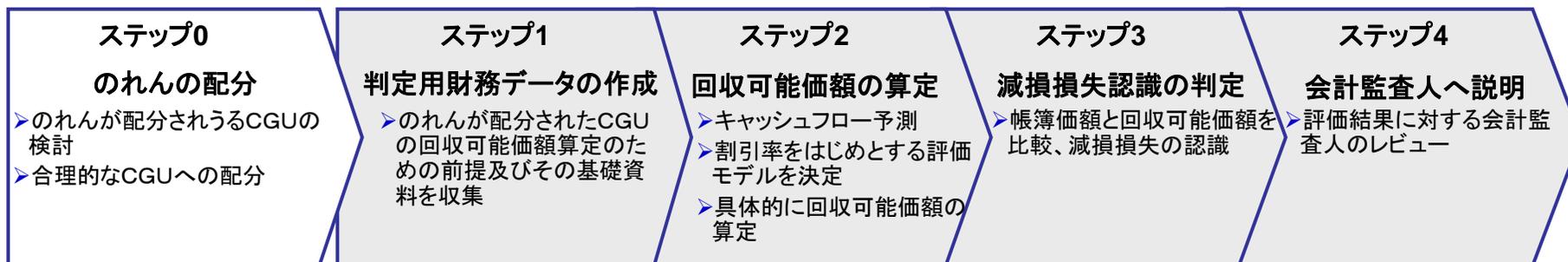
4-1. のれんの減損テストのイメージ

- 減損会計とは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったものについて、帳簿価額を回収可能性を反映させるように減額することです。
- 一般的な減損会計では、減損の兆候・減損テストは、個別資産ごとに実施するのが原則です。しかしこれが不可能な場合には、資産を資金生成単位でグルーピングします。この個別資産ないし資産グループに減損の兆候がある場合には、各々に回収可能価額の算定が行われ、帳簿価額と比較することになります。
- のれんは、今は明確にできない将来性やシナジーといえます。よってのれん単独ではキャッシュフローを生成しないので、のれんをシナジーが期待できる資金生成単位(以下「CGU」という)へ配分し、そしてそのCGU毎に回収可能価額算定し、帳簿価額と比較することによって減損の有無を把握します。



4-2. のれん等の減損テストのプロセス及び関係者

- のれんをはじめとする非償却性無形資産は、減損の兆候の有無に関わらず、毎期減損テストを行うこととなります。そしてこの減損テストは会計監査人のレビュー対象となることから、そのレビューに耐える体制を構築する必要があります。



4-3. IFRSが求めているのれん等の減損テストの開示

➤ 以下は、IFRSが前頁のとおり要求している開示項目の具体的なサンプルです。ご覧のとおり、のれん等の減損テストに関しては、より詳細な開示がなされていることがわかります。

のれん等の減損テストに関する注記

のれんは現金生成単位に配分され、最低年1回減損テストが行われる。2009年度のIFRS8号「事業セグメント」の適用に伴い、一部ののれん残高が配分されていた現金生成単位に変更が生じた。IDバイオメディカル、サートリス・ファーマスーティカルズ及びドマンティスの買収により生じたのれんは、被取得企業の利益が5つの医療用医薬品セグメントに分割されるか、又は被取得企業が独立したキャッシュフローを生成しないかのいずれかであるため、減損テストの目的で5つの医療用医薬品セグメント(米国、ヨーロッパ、新興市場、アジア太平洋/日本及びその他)に分割された。

リライアント・ファーマスーティカルズの医療用医薬品(米国)の現金生成単位の評価は、観測された市場データから得た売上高及び収益率を用いて、**公正価値から売却費用を控除する方法**に基づき行われている。医療用医薬品(米国)の現金生成単位ののれん固有の価額は、取得したのれんの帳簿価額を相当額超過している。

その他の**現金生成単位の回収可能価額は、使用価値もしくは公正価値から売却費用を控除する方法のいずれかを用いて評価される**。使用価値は予想されるリスク調整後の税引後キャッシュフローに、のれんが配分された現金生成単位の最終価値を加算した正味現在価値として計算される。当初は、税引後割引率を適用し、税引後キャッシュフローの正味現在価値が計算される。ほとんどの現金生成単位が当グループの大部分にわたり事業を統合したため、**使用した税引後割引率は当グループのWACC8%に基づいている**。当グループのWACCは税引前割引率約11%に等しい。**国別リスクが減損テストの結果に重大な影響を与えるほど重要である場合、割引率は増加する**。減損テストにおいて、当該単位の回収可能価額がその帳簿価額に近似もしくは下回ると示される場合、テストは税引前割引率及び税引前キャッシュフローを用いて再度行われ、減損が存在するかどうかを決定しその規模を測定する。

公正価値は、当グループの買収評価モデルに基づく類似のキャッシュフロー割引法を用いて計算される。税引後割引率は、リスク調整後の予想税引後キャッシュフロー及び最終処分価値に適用される。

その他重要な**のれん残高に対する減損テストに使用された割引キャッシュフローモデルの詳細については以下のとおりである**。

CGU	スティール・ラボラトリーズCGU	ViiVヘルスケアCGU	5つの医療用医薬品セグメントCGU	グラクソミスクライン株式会社向け日本医療用医薬品CGU	CNS向け消費者ヘルスケアCGU	ホルファ・ホツタン向けポーランド医療用医薬品CGU
評価基準	処分費用控除後公正価値	処分費用控除後公正価値	使用価値	処分費用控除後公正価値	処分費用控除後公正価値	使用価値
主要な仮定	売上高成長率 利益率 シナジーターゲットの達成 割引率	売上高成長率 利益率 割引率	売上高成長率 利益率 割引率	売上高成長率 利益率 割引率	売上高成長率 広告宣伝投資 期間成長率 割引率	売上高成長率 利益率 割引率
仮定の決定	成長率は内部および外部マーケット情報に基づく内部予測である。マージンは、予測変動調整後の実績を反映している。取得後シナジーターゲットは達成可能な経費削減に対する経営陣の期待を反映している。割引率はグループにWACCに基づいている	成長率は内部および外部マーケット情報に基づく内部予測である。マージンは、予測変動調整後の実績を反映している。割引率はグループにWACCに基づいている	成長率は内部および外部マーケット情報に基づく内部予測である。マージンは、予測変動調整後の実績を反映している。割引率はグループにWACCに基づいている	成長率は内部および外部マーケット情報に基づく内部予測である。マージンは、過去実績に予測される変動を加味したものを反映している。割引率はグループにWACCに基づいている	成長率は内部および外部マーケット情報に基づく内部予測である。広告宣伝投資は、過去の水準に基づき、改良・拡大に必要な支援に関する経営陣の検討を調整している。期間成長率は、将来の長期的平均成長率に関する経営陣の見積りに基づいている。割引率はグループにWACCに基づいている	成長率は内部および外部マーケット情報に基づく内部予測である。マージンは、予測変動調整後の実績を反映している。割引率は固有のコントロールリスク調整後のグループにWACCに基づいている
特定の予測 キャッシュフロー期間	10年	20年	5年	5年	4年	5年
割引率	8%	8%	8%	8%	8%	9.75%
期間成長率	年率2%	年率2%	年率2%	年率2%	年率3%	年率13%減少

期間成長率は、**対象市場における長期的な予測成長率を上限とする**。医療用医薬品(ポーランド)CGUの使用価値算定において使用した期間成長率は、将来のジェネリック医療の競合の影響は反映しているが、新製品の発売は考慮に入れていない。消費者ヘルスケアCGUは、帳簿価額1,796百万ポンド(2008年—1,794百万ポンド)の非償却の商標など、より小さい現金生成単位の集合からなる。また、スティール・ラボラトリーズCGUは、帳簿価額660百万ポンドの非償却しさんを含む比較的小さな資金生成単位の集合体からなる。非償却製の商標の兆候については注記19「その他無形資産」に記載されている。

いずれの場合も、評価額は十分は余裕を持っているため、主要な仮定について合理的に生じうる変動により、関連するのれんの減損が発生する可能性は低い。

グラクソミスクライン・ピーエルシー2009年有価証券報告書より

✓ 当該資産(資金生成単位)の回収可能額が、売却費用控除後の公正価値又は使用価値のどちらであるか

✓ 直近の予算/予測の対象となった期間のキャッシュ・フローの予測について、経営者が基礎とした主要な仮定の詳細

✓ 主要な各仮定に割り当てた価値を算定した経営者の手法の詳細。それらの価値が過去の経験を反映したものであるかどうか、又は適切であれば外部の情報源と整合しているかどうか。そうでなければ、過去の経験又は外部の情報源と異なる程度及びその理由

✓ 承認した財務上の予算/予測に基づいてキャッシュ・フローの予測を行った期間

✓ キャッシュ・フロー予測に適用した割引率

✓ 直近の予算/予測が対象としている期間を超えて予測キャッシュ・フローを推定するために用いた成長率

添付資料



企業結合に関する注記

金融庁公表「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」より抜粋

- 財務諸表の利用者が企業結合の性質及び財務上の影響を評価するために必要な情報 (IFRS3.59、61、63)
- 当期 (又は報告期間の末日後、財務諸表の公表が承認される前までの期間) の企業結合に関し、被取得企業の名称及び説明、取得日、取得した議決権付持分の割合、企業結合の主な理由
- 及び取得企業がどのように被取得企業の支配を獲得したかについての説明 (IFRS 3.B64)
- 当期 (又は報告期間の末日後、財務諸表の公表が承認される前までの期間) に生じた各企業結合において、取得企業が、取得日に被取得企業に対する持分の100%未満しか保有していない場合、各企業結合に関して、以下の事項 (IFRS 3.B64)
 - ✓ 取得日時点で認識された被取得企業に対する非支配持分の金額、及びその金額の測定基準
 - ✓ 公正価値で測定された被取得企業に対する各非支配持分について、当該価値を算定するために用いられた評価技法及び主要なモデルの入力数値
- 当期 (又は報告期間の末日後、財務諸表の公表が承認される前までの期間) の企業結合に関し、当期の連結包括利益計算書に含まれる取得日以降の被取得企業の収益及び純損益の金額 (IFRS 3.B64)
- 当期 (又は報告期間の末日後、財務諸表の公表が承認される前までの期間) の企業結合に関し、当期に発生したすべての企業結合の取得日が、年次報告期間の期首であったとした場合の収益及び純損益の金額 (IFRS 3.B64)
- 報告期間中に生じた、個別には軽微であるが全体としては重要となる企業結合に関して、B64 項(e)から(q)で要求されている情報 (IFRS 3.B65)
- 企業結合の取得日が、報告期間の末日後で、財務諸表の発行が承認されるよりも前の場合には、財務諸表の発行が承認される時点で企業結合の当初会計処理が完了していない場合を除き、B64 項によって要求される情報 (IFRS 3.B66)
- 当報告期間に認識された利得又は損失で、当報告期間又は以前の報告期間に実行された企業結合で取得した識別可能な資産又は引き受けた負債に関連しており、且つ、開示することが結合後企業の財務諸表の理解に関連性があるような規模、性質又は頻度であるものの金額及び説明 (IFRS 3.B67)

識別可能な取得資産及び引受負債

(単位:百万円)

資産	
有形固定資産	
売掛金及びその他の債券	
...	
資産計	
負債	
借入金	
...	
負債計	
識別可能な純資産合計	
非支配持分	
のれん	
移転された対価	

(参照基準: IFRS3.B64)

- 当期 (又は報告期間の末日後、財務諸表の公表が承認される前までの期間) の企業結合により取得した債権に関して、債権の主要な分類ごとの債権の公正価値、債権の契約上の総額、回収が期待できない契約上のキャッシュ・フローの取得日時点における最善の見積り (IFRS 3.B64)
- のれんを認識する要因となった定性的情報 (期待される相乗効果や個別認識の要件を満たさない無形資産など) (IFRS 3.B64)
- 税務上損金算入されるのれんの総額 (IFRS 3.B64)
- 特定の資産、負債、非支配持分又は対価項目に関し、企業結合の当初の会計処理が完了しておらず、企業結合に関する金額が暫定的にしか算定されていない場合は、当初の会計処理が完了していない理由、項目、当期に認識される修正の内容及び金額 (IFRS 3.B67)
- 偶発負債の内容、見積額、不確実性の内容等 (IFRS 3.B64、B67)
- 段階的に取得された企業結合に関し、取得日直前に保有していた被取得企業に対する持分の取得日の公正価値、取得企業が企業結合前に保有していた持分を公正価値に再測定した結果生じる損益等 (IFRS 3.64)

のれん等の減損テストに関する注記 金融庁公表「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」より抜粋

▶ 資金生成単位(単位グループ)に配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要性がある場合には、当該各資金生成単位(単位グループ)について、以下の情報(IAS 36.134)

- ✓ 当該単位(単位グループ)に配分されたのれんの帳簿価額
- ✓ 当該単位(単位グループ)に配分された耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額
- ✓ 当該単位(単位グループ)の回収可能価額の算定基礎
- ✓ 当該単位(単位グループ)の回収可能価額が使用価値に基づく場合には、以下の情報
 - 直近の予算／予測の対象となった期間のキャッシュ・フローの予測について、経営者が基礎とした主要な仮定の詳細
 - 主要な各仮定に割り当てた価値を算定した経営者の手法の詳細。それらの価値が過去の経験を反映したものかどうか、又は適切であれば外部の情報源と整合しているかどうか。そうでなければ、過去の経験又は外部の情報源と異なる程度及びその理由
 - 経営者が、単位(単位グループ)について、承認した財務上の予算／予測に基づいてキャッシュ・フローの予測を行った期間及び、その期間が5年よりも長い場合には、そのような期間が正当である理由についての説明
 - 直近の予算／予測が対象としている期間を超えて予測キャッシュ・フローを推定するために用いた成長率、及び成長率として当該企業が事業を営む製品、産業もしくは国の長期の平均成長率、又は当該単位(単位グループ)が属する市場の長期の平均成長率を超えた成長率を用いている場合にはその正当性の説明
 - キャッシュ・フロー予測に適用した割引率
- ✓ 当該単位(単位グループ)の回収可能価額が、売却費用控除後の公正価値に基づく場合には、売却費用控除後の公正価値を算定するにあたって用いた方法論。売却費用控除後の公正価値が、当該単位(単位グループ)の観察可能な市場価格を用いて決定されていない場合には、以下の情報
 - 経営者が売却費用控除後の公正価値の決定にあたって基礎とした主要な仮定の詳細
 - 主要な仮定ごとに割り当てた価値を算定した経営者の手法の詳細。それらの価値が過去の経験を反映したものか否か、又は適切であれば外部の情報源と整合的であるか否か。そうでなければ、過去の経験又は外部の情報源と異なる程度及びその理由
 - 売却費用控除後の公正価値が、割引キャッシュ・フロー予測を用いて算定されている場合は、上記に加えて、経営者がキャッシュ・フローを予測した期間、キャッシュ・フロー予測を推定するために用いた成長率、キャッシュ・フロー予測に適用した割引率

✓ 当該単位(単位グループ)の回収可能価額の算定にあたり、経営者が基礎とした主要な仮定に合理的な変更の可能性があり、それにより当該単位(単位グループ)の帳簿価額が回収可能価額を上回るようになる場合には、以下の情報

- 当該単位(単位グループ)の回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額
- 主要な仮定に配分された価値
- 回収可能価額の算定に用いる他の変数の影響を織り込んだ上で、当該単位(単位グループ)の回収可能価額が帳簿価額と等しくなるようにするために、主要な仮定に配分された価値を変更しなければならない程度

▶ のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の一部又は全部が、複数の資金生成単位(単位グループ)にわたって配分される場合で、且つ各単位(単位グループ)に配分された金額が企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要性がない場合には、以下の事項(IAS 36.135)

- ✓ 当該事実
- ✓ 当該単位(単位グループ)に配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計

▶ のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の一部又は全部が、複数の資金生成単位(単位グループ)に配分される場合で、それらの単位(単位グループ)の回収可能価額が同じ主要な仮定に基づいており、且つこれらの単位(単位グループ)に配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要性がある場合には、以下の事項(IAS 36.135)

- ✓ 当該事実
- ✓ 当該単位(単位グループ)に配分された、のれんの帳簿価額の合計
- ✓ 当該単位(単位グループ)に配分された、耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計
- ✓ 主要な仮定の詳細
- ✓ 主要な仮定ごとに割り当てた価値を算定した経営者の手法の詳細。それらの価値が過去の経験を反映したものか否か、又は適切であれば外部の情報源と整合的であるかどうか。そうでなければ、過去の経験又は外部の情報源と異なる程度及びその理由
- ✓ 当該単位(単位グループ)の回収可能価額の算定にあたり、経営者が基礎とした主要な仮定に合理的な変更の可能性があり、それにより当該単位(単位グループ)の帳簿価額が回収可能価額を上回るようになる場合には、以下の情報
 - 当該単位(単位グループ)の回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額
 - 主要な仮定に配分された価値
 - 回収可能価額の測定に用いる他の変数の変更による影響を織り込んだ上で、当該単位(単位グループ)の回収可能価額が帳簿価額と等しくなるようにするために、主要な仮定に配分された価値を変更しなければならない程度

出所:「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例の公表について」 <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091218-1.html>

弊社のご案内

会社名 : アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ(株)
Advanced Business Directions Co., Ltd.
本社 : 東京都千代田区平河町2丁目16番15号
代表取締役 : 栗原 浩夫
設立 : 2005年8月
URL : <http://abd-jp.com/>
電話 : 03-5210-7600

連絡先

栗原 浩夫	代表パートナー	hiroo-kurihara@abd-jp.com	090-6652-0849
加藤 祐司	パートナー	yuji-kato@abd-jp.com	090-6658-9021
高原 峰愛	パートナー	minee-takahara@abd-jp.com	090-6031-5022
土田 篤	パートナー	atsushi-tsuchida@abd-jp.com	080-3346-4076



ADVANCED BUSINESS DIRECTIONS[®]